

「消防団員の処遇等に関する検討会」 最終報告書

報 酬 編

「消防団員の処遇等に関する検討会」最終報告書 報酬編

(目次)

<u>1. 消防団の現状と課題</u>	2
(1) 若年層の入団者数の大幅な減少	
(2) 多様化する消防団の役割等	
(3) 検討の方針	
<u>2. 出動手当について</u>	3
(1) 出動手当の現状について	
(2) 出動手当の法的性格等について	
(3) 出動手当の額等について	
(4) 出動手当の支給方法について	
<u>3. 年額報酬について</u>	6
(1) 年額報酬の現状について	
(2) 年額報酬の位置付けについて	
(3) 年額報酬の額等について	
(4) 年額報酬の支給方法について	
<u>4. 消防団の運営に必要な経費について</u>	7
<u>5. 市町村における対応</u>	8
<u>6. 国や都道府県における対応</u>	8

資料

1. 消防団の現状と課題

(1) 若年層の入団者数の大幅な減少【資料①－1】

令和2年4月1日時点の消防団員数は、前年から1万3,504人減少し、81万8,478人となっている。記録の残る限りでは、消防団員数は、昭和29年に202万3,011人とピークを迎えた後、昭和30年に200万人を割り込むとともに、平成2年に100万人を割り込むなど年々減少が続き、足元では2年連続で1万人以上減少する危機的な状況となっている（H30:84万3,667人→H31:83万1,982人→R2:81万8,478人。いずれも各年4月1日時点）。

近年の消防団員の入団者数・退団者数を分析したところ、退団者数は概ね横ばい傾向であるのに対し、入団者数が大きく減少していることが、団員数の大幅減の大きな要因となっていることが判明した。とりわけ、20代の入団者数がここ10年間（平成23年～令和2年）で約4割減少、30代も約2割減少するなど、若年層の入団者数の減少が顕著となっている。

こうした状況を踏まえ、本検討会においては、特に、若年層にとって入団したい、引き続き在団したいと思えるような処遇のあり方、消防団のあり方について検討していく必要がある。

(2) 多様化する消防団の役割等【資料①－2】

ここ10年間（平成22年～令和元年）における消防団員の出動回数に着目すると、出動総数は61万6,430回から68万5,499回と約1割増加している。出動の種別で見ると、火災のための出動は3万9,374回から3万360回と2割以上減少しているのに対し、風水害等の災害のための出動は3,958回から1万114回と2.5倍以上に増加している。

消防団員の具体的な活動内容は、地域によって様々ではあるが、災害発生前の土のう設置や住民に対する早期避難の呼びかけ、災害発生直後の消火・排水作業や救助活動、災害発生後の搜索活動や土砂・災害ごみの撤去等、多岐にわたっている。

このように、消防団員数が減少する一方で、消防団員の活動が多様化、複雑化していること、ひいては消防団員一人ひとりの負担が重くなっていることを踏まえた処遇のあり方、消防団のあり方について検討していく必要がある。

(3) 検討の方針

以上を踏まえ、本検討会ではこれまで、消防団員の処遇の中でも、特に、出動に応じて支払われるいわゆる「出動手当」と、個々の出動とは別に消防団員に対し年額で支払われるいわゆる「年額報酬」について検討してきた。

それは、これらの改善が団員本人の士気向上に繋がることはもちろん、消防団活動に対する家族等の理解を得るためにも不可欠だと考えられるためである。

とりわけ出動手当については、災害時の出動のように自らも危険であるにもかかわらず地域住民の安全・安心を守るために行われるものに対しては相応の処遇をす

べきであるという問題意識のもと、その適切なあり方について特に深く検討を行ったところである。

また、検討過程においては、団員本人に支給される出動手当・年額報酬等とは別に、消防団の運営に必要な経費のあり方についても検討を行った。

2. 出動手当について

(1) 出動手当の現状について【資料②－1】

多くの市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）は条例に基づき、出動回数に応じ一定額を支給しており、その支給額は、火災に係る出動、風水害等に係る出動、訓練に係る出動等、出動の態様に応じて定められている。

風水害等に係る出動手当に限っても、支給の方法や金額については多様である。また、出動手当の位置付けは、国の示している「〇〇市（町村）消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（例）」（昭和40年7月1日自消乙教発第七号。以下「条例（例）」という。）にならい、費用弁償としている団体が多い。

(2) 出動手当の法的性格等について【資料②－2】

団体によって出動手当の額にばらつきがあるが、それはその法的性格が費用弁償と位置付けられていることが大きな原因であると考えられる。

しかしながら、年額報酬を基本給的な報酬、出動手当を出動に応じた報酬と受け止めている例も多いと推察され、また実際に、そのような考え方に沿って出動手当を出動に応じた報酬としている団体もあるほか、費用弁償としつつも、一定時間を超えるごとに一定額が加算される団体など、考え方が報酬に近いものもあり、出動手当を「報酬」と位置づけている団体と合わせると、約1/3となる（585団体、34.8%）。

※条例上、出動手当を報酬と位置付けている団体……194団体（11.5%）

時間により出動手当の額が変動する団体 ……391団体（23.2%）

また、

- ・災害が激甚化・多様化する中で、出動手当が費用弁償のままでは、消防団員の報酬は階級ごとに一律である年額報酬のみとなり、（同じ市町村内の同じ階級の団員間において）団員の活動や労苦に応じた報酬体系にならないこと
- ・大規模な災害で複数の市町村に被害が生じている場合に、同じ災害に対し出動しているにも関わらず市町村によって出動手当の額が大きく異なること

は、一般的に理解が得にくいと考えられる。

以上のことから、出動手当については、これを見直し、出動に応じた報酬制度を創設すること、また、出動に関する費用弁償については、出動に伴い実費が生じることも踏まえ、引き続き必要額を措置することが適当である。

なお、これまで消防団員の出動に応じて支払われる額について、一般的に「出動

手当」と呼称していたが、出勤に応じた報酬制度を創設するのに合わせ、名称を「出勤報酬」とすることが適当である。

（３）出勤手当の額等について【資料②－３】

出勤手当を見直し、出勤に応じた報酬制度を創設する場合、その性格は地方自治法（昭和22年法律第67号）上の報酬（純粹に勤務に対する反対給付としての性格のみを持つもの）となる。消防団員の役割は多岐にわたり、その活動頻度も地域の実情による差が大きい、核となる消防業務の内容については、各市町村により大きく異なるものではないと考えられる。

そのため、勤務の反対給付である報酬も、（職務の執行等に要した経費を償うため支給される金銭である費用弁償とは異なり）どの市町村においても勤務量に応じた一定水準の額が支払われるべきものと考えられる。

報酬や費用弁償については、地方自治法第203条の2第5項の規定により、各市町村の条例で定めるものとされていることから、一律に義務を課すわけではないが、上記のような考えに基づけば、出勤報酬の基準となる額や額の考え方を国において示すことが重要である。

額の考え方を示すに当たっては、（消防団員に地方公務員法（昭和25年法律第261号）は適用されないものの、同法第24条第2項の「均衡の原則」を参考に）類似の業務を行う国家公務員や他の地方公務員、民間労働者を参考とすることが考えられる。

本検討会では、具体的に、予備自衛官（国）、最低賃金（民間）等のほか、消防団員の公務災害補償の補償基礎額等を参考として検討を行い、以下の結論を得た。

災害（火災・風水害等）に係る出勤については、災害の規模等により1回当たりの出勤時間は異なるものの、

- ・警戒・訓練に比較して活動時間が長くなるケースがあること
- ・事前に活動時間を予測することが難しい面があること

等を考慮して、1日＝7時間45分を基本とし、予備自衛官の訓練招集手当や最低賃金の全国平均額との均衡を考慮し、1日当たり7,000～8,000円程度を、支払うべき標準的な額として定めることが適当である（地方自治法第203条の2第2項の規定により、非常勤の職員の報酬は、原則として勤務日数に応じて支給される）。

その一方で、災害時以外の出勤の態様は様々であることから、業務の負荷や活動時間等を勘案して金額を定めることも適当である。

具体的には、災害時以外の出勤（訓練・警戒等）については、

- ・活動時間が短いことが多いこと
- ・予定が立てやすいこと（活動時間や開始・終了時刻が事前に分かっていること

が多い)

- ・災害時の出動に比べて危険性が比較的低いこと

等を勘案した上で、災害時の出動に対する出動報酬の額と均衡のとれた額を、各市町村において実態を踏まえ定めることが適当である（例：訓練・警戒等は、活動時間が3～4時間の場合には、1日当たり3,000～4,000円程度等）。

短時間の出動や日付をまたぐ出動、1日に複数回の出動といった場合の取扱いについても、基本的には、業務の負荷や活動時間等を勘案し、標準的な額と比較して均衡のとれた額となるような取扱いをすべきであるが、

- ・出動の態様が地域により様々であること
- ・各市町村における過去の取扱いや他の非常勤特別職公務員における取扱いともある程度整合をとる必要があること

等を考慮すると、具体的な取扱いについては、国が示した基準を踏まえ、各市町村において定めることが適当である。

なお、大規模災害等で出動が長期間にわたる場合には、業務量が多く拘束時間も長くなることから、消防団員の労苦に報いるという観点や、出動手当を見直し日額支給が原則とされている報酬制度を創設するという観点からも、出動報酬の支給単位は出動日数に関わらず「1回」とするのではなく、「1日」とすることが適当である。さらに、1日当たりの活動時間が基本としている7時間45分を大幅に超え、長時間に及ぶ場合には、災害時の出動に対する出動報酬の額と均衡をとりつつも、市町村の判断で更に報酬を引き上げることも望ましいと考えられる。

（４）出動手当の支給方法について【資料②－４】

出動手当の支給方法について、全ての団員に対し、直接支給している団体数は全国で606団体（36.0%）、団（分団・部等を含む。）経由で個人に支給している団体数は全国で369団体（21.9%）、団（分団・部等を含む。）に支給している団体数は全国で382団体（22.7%）であった。また、約2割の団体が、階級や基本団員・機能別団員の別など、団員の属性により支給方法を分けている。

今までも団員個人への直接支給が原則とされており、近年、団員個人に確実に支払われ支給事務の透明性を図ることができる、団員の士気向上につながるといった理由で直接支給への見直しが進んでいる（直接支給している606団体のうち、直近2年間で直接支給に切り替えた団体は132団体）。

出動手当を出動報酬とし、金額も勤務量に応じて引き上げるのであれば、なおさら、団員個人に直接支給することを徹底すべきである。

また、団経由で個人に支給するケースも、透明性の観点から、団員個人に直接支給するよう改めるべきである。

さらに、一部の団員については個人に直接支給し、その他の団員については団に

支給する等のケースも、団員間の公平性の観点から扱いを統一し、すべての団員個人に直接支給するよう改めるべきである。

3. 年額報酬について

(1) 年額報酬の現状について【資料③－1】

市町村は条例に基づき、消防団員に対し年額報酬を支給している。支給額、支給方法は、地域事情等により、必ずしも同一ではないものの、支給額の低い市町村においては、引上げを図る必要があり、国はこうした団体に対し、早急にその引上げを行うよう要請してきた。

各団体が条例で定める年額報酬（階級：団員）の平均額は、令和2年4月1日時点で3万925円となっており、地方交付税単価の3万6,500円を下回っている。

(2) 年額報酬の位置付けについて【資料③－2】

2（2）で述べたとおり、出動手当を見直し、出勤に応じた報酬制度を創設する場合、従来からの年額報酬の位置付けをどう考えるかが論点となる。

地方自治法第203条の2第2項の規定では、非常勤職員に対する報酬は日額報酬を原則としているが、「条例で特別の定めをした場合は、この限りでない」とされているところ、条例（例）において、この地方自治法の規定の例外として年額報酬を規定するよう助言しているのは、消防団員が条例（例）第8条で規定するとおり、発災時には直ちに出勤するための即応体制をとる必要があるとされていることによる。

また、調査によると、出動手当が支給されない活動として、機器の点検など即応体制をとるために必要な作業や、会議への出席など消防団員という身分を持つことに伴う日常的な活動が挙げられている。

これらの即応体制をとるために必要な作業や、消防団員という身分を持つことに伴う日常的な活動については、今後も必要なものであることから、引き続き基本給的性格を持つ報酬として年額報酬を支給することが適当である。

(3) 年額報酬の額等について【資料③－3】

国が年額報酬の基準となる額の考え方を示すに当たっては、2（3）と同様に、（地方公務員法第24条第2項の「均衡の原則」を参考に）類似の業務を行う国家公務員等を参考とすることが考えられる。

具体的には、予備自衛官を参考としつつ、消防団員が市町村の非常勤特別職の地方公務員である一方で、元来郷土愛護の精神に基づくボランティア的性格もあわせ持つこと等を考慮して、当面、現在の地方交付税単価である3万6,500円を支払うべき標準的な額として定めることが適当である。

また、標準的な額については、将来的に社会経済情勢の変化に応じて適宜見直す

こととすべきである。

なお、報酬は役務に対する反対給付であることから、上位の階級にあり、職責が重いと考えられる者等については、各市町村により消防団活動の実態を踏まえた額とすることが適当である。

（４）年額報酬の支給方法について【資料③－４】

年額報酬の支給方法について、全ての団員に対し、直接支給している団体数は全国で720団体（41.9%）、団（分団・部等を含む。）経由で個人に支給している団体数は全国で379団体（22.0%）、団（分団・部等を含む。）に支給している団体数は全国で265団体（15.4%）であった。また、約2割の団体が、階級や基本団員・機能別団員の別など、団員の属性により支給方法を分けている。

年額報酬についても、出動手当（出動報酬）と同様、今までも団員個人への直接支給が原則とされており、近年、団員個人に確実に支払われ支給事務の透明性を図ることができる、団員の士気向上につながるといった理由で直接支給への見直しが進んでいる（直接支給している720団体のうち、直近2年間で直接支給に切り替えた団体は164団体）。

年額報酬についても、団員個人に直接支給することを徹底すべきである。

また、団経由で個人に支給するケースも、透明性の観点から、団員個人に直接支給するよう改めるべきである。

さらに、一部の団員については個人に直接支給し、その他の団員については団に支給する等のケースも、団員間の公平性の観点から扱いを統一し、すべての団員個人に直接支給するよう改めるべきである。

4. 消防団の運営に必要な経費について【資料④】

調査によると、年額報酬や出動手当を団に支給している団体のうち32団体が、これらを消防団の運営費の一部として団に支給している。

しかしながら、本来、市町村が団員個人に直接支給すべき経費（年額報酬や出動手当（出動報酬）等）と、消防団や分団の運営に必要な経費（装備や被服に係る経費、維持管理費、入団促進や広報に係る経費等）は適切に区分し、それぞれを市町村において適切に予算措置すべきである。

なお、地方交付税の算定にあたっては、年額報酬や出動手当とは別に消防団の運営に必要な経費についても算入されている。

5. 市町村における対応

2 から 4 まで、出動手当（出動報酬）や年額報酬、消防団運営費といった消防団員の処遇に係る事項や消防団の運営に係る事項について考察してきた。

特に 2 において述べた出動報酬の創設は、昭和40年の条例（例）以来の考え方を根本から見直すものであり、今回の提言は消防団の処遇のあり方を大きく変える大改正といえる。

これらの事項に係る改正を適切に行い、かつ、今後も消防団を円滑に運営していくためには、各市町村において消防団と協議し、十分に検討を行った上で、必要な条例改正及び予算措置を実施する必要があるが、1 で述べたように消防団員が急速に減少していることを踏まえれば、至急その取組に着手すべきである。

6. 国や都道府県における対応

国においては、2 から 4 で述べたことを踏まえ、出動報酬や年額報酬の標準的な額やその支給方法等の基準を定めるとともに、各市町村が 1 から 5 に掲げる事項について、適切に理解し、早急に対応できるよう、十分な説明や助言を行うべきである。また、市町村が取組を進めるため、出動報酬の創設などの制度の見直しにあたり各市町村において懸念が生じないよう、財政措置のあり方について国において財政需要の実態を踏まえた十分な検討を行うべきである。

また、都道府県においても、各市町村に対し必要な助言等の支援を行うべきである。

資 料

「消防団員の処遇等に関する検討会」最終報告書 報酬編 資料

①消防団の現状

- ①－１ 若年層の入団者数の大幅な減少 1
- ①－２ 多様化する消防団の役割等 3

②出動手当

- ②－１ 出動手当の現状について 6
- ②－２ 出動手当の法的性格等について 8
- ②－３ 出動手当の額等について 9
- ②－４ 出動手当の支給方法について 18

③年額報酬

- ③－１ 年額報酬の現状について 22
- ③－２ 年額報酬の位置付けについて 24
- ③－３ 年額報酬の額等について 26
- ③－４ 年額報酬の支給方法について 30

④消防団の運営に必要な経費 34

①消防団の現状

①－ 1 若年層の入団者数の大幅な減少

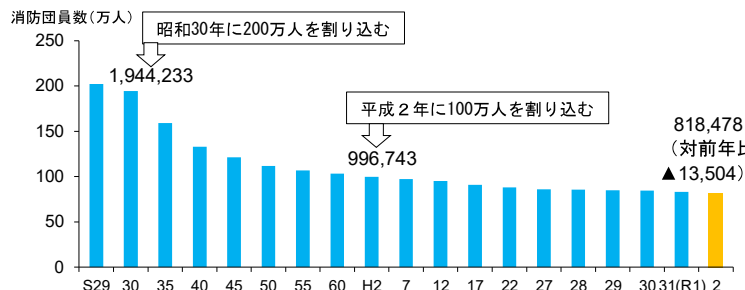
①－ 2 多様化する消防団の役割等

①－ 1 若年層の入団者数の大幅な減少

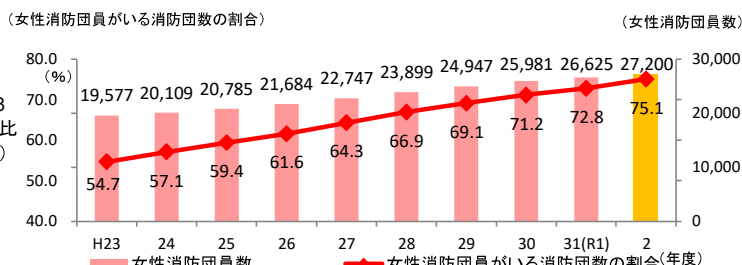
消防団の組織概要等に関する調査の結果（令和2年度）

- R2.4.1時点の消防団員数は818,478人（▲13,504人（▲1.6%）。入団者数：43,268人、退団者数：56,772人）
- 重点的に取り組んできた女性団員、学生団員、機能別団員については増加傾向
 - ・ 女性団員 27,200人（+575人（+2.2%）） ※ 女性団員がいる消防団数は1,651団（+51団）
 - ・ 学生団員 5,404人（+215人（+4.1%）） ※ 学生団員がいる消防団数は640団（▲31団）
 - ・ 機能別団員 26,095人（+2,559人（+10.9%）） ※ 機能別団員制度は558市町村で導入済（+57市町村）

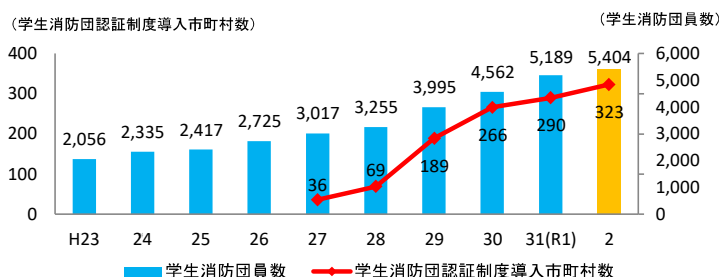
1 消防団員数の推移



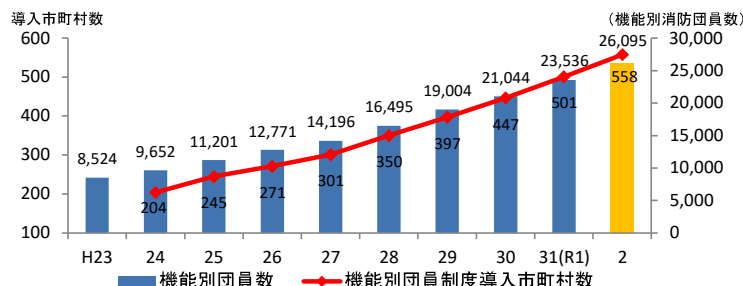
2 女性消防団員数の推移



3 学生消防団員数の推移



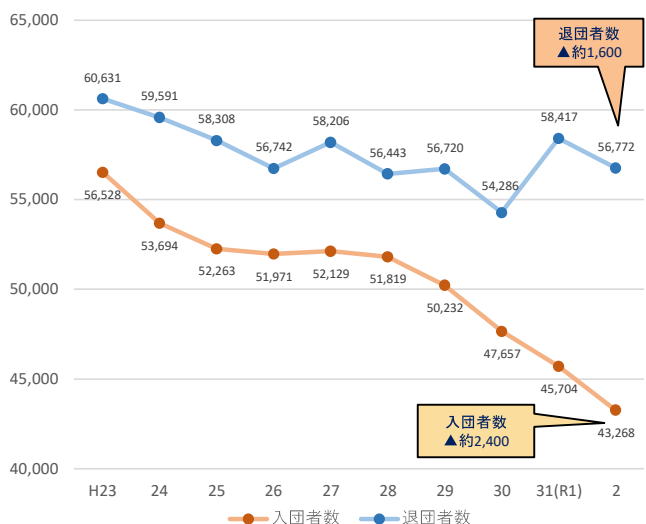
4 機能別消防団員数の推移



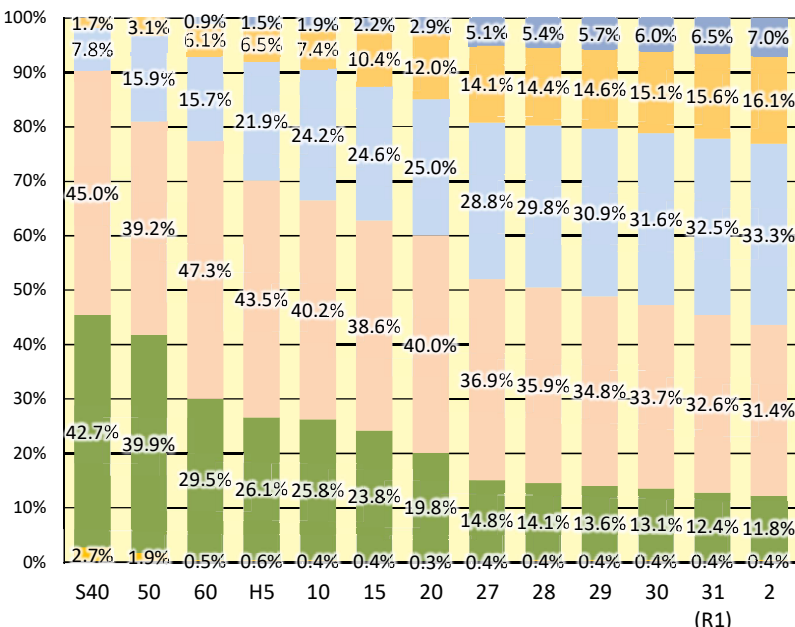
消防団の組織概要等に関する調査の結果等（令和2年度）

- H31（R1）に比べて対前年団員減少数が拡大した理由は、退団者数の減少以上に、入団者数が減少したことによる。また、退団者数は、近年、一定の水準で推移している一方、入団者数は、減少傾向が続いており、特にH29以降は減少幅が大きくなっている（下図①）。
- 年齢階層別に消防団員数を見ると、若年層の団員構成率が減少している（下図②）。

①入団者数及び退団者数の推移



②年齢階層別消防団員数の推移



■ 19歳以下 ■ 20～29歳 ■ 30～39歳 ■ 40～49歳 ■ 50～59歳 ■ 60歳以上

消防団の組織概要等に関する調査の結果等（令和２年度）

- 年齢階層別に入団者数を見ると、**若年層（20歳代、30歳代）の入団者数**は、**減少傾向**にある。
一方で、**40歳代及び51歳以上の入団者数**は、**増加傾向**にある。

年齢階層別入団者数の推移



①－２ 多様化する消防団の役割等

多様化する消防団の役割等①

災害の多様化・大規模化

- ・ 地震、台風、集中豪雨、竜巻、大雪、火山噴火等、多様な災害の多発
- ・ 大規模地震や津波の甚大な被害とそれらに伴う避難長期化
- ・ 台風や局地的な大雨等による風水害災害の激化
- ・ 首都直下地震、南海トラフ地震等の大規模災害の懸念

社会情勢の変化

- ・ 人口減少、高齢化
- ・ 雇用体系の変化（被用者の増加）に伴い、平日昼間、青年・壮年・中年の層が地域外に流出
- ・ 消防団員数の減少
※令和2年4月1日現在で818,478人（前年度比▲13,504人）と、2年連続1万人以上の減少
- ・ 20代の入団者数が平成23年と比較し、約4割減少

地域に密着した消防団には、従来の消火・救助活動に加え、地域防災の担い手の減少等に伴い、消防団員一人ひとりの避難誘導や避難所運営支援活動等、多様な役割が求められる。負担が増加している。

【多様化する消防団の役割】

- ・ 地域住民に対する迅速な災害情報伝達、早期避難の呼びかけ、避難誘導
- ・ 台風時におけるブルーシート等による家屋の応急補修・動力消防ポンプによる排水活動
- ・ 災害の大規模化に伴う広範囲の捜索活動、安否確認
- ・ 避難生活の長期化等に伴う、避難所運営支援活動

⇒ 大規模災害において、複数の場面で様々な役割が消防団に求められるとともに、活動が長期化する場合もある。

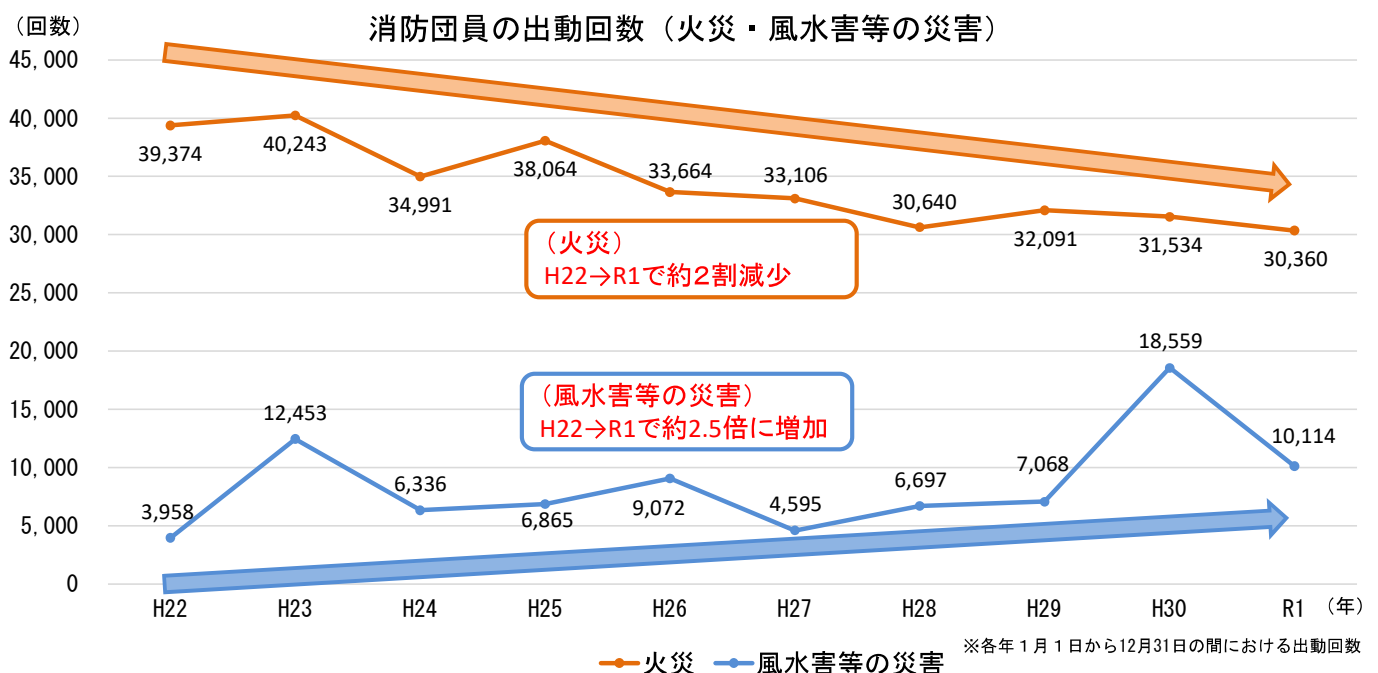
多様化する消防団の役割等②

○ 消防団の出動回数

総数：平成22年から令和元年で約1割増加（H22:616,430回 → R1:685,499回）

火災：平成22年から令和元年で約2割減少（H22:39,374回 → R1:30,360回）

風水害等の災害：平成22年から令和元年で約2.5倍に増加（H22:3,958回 → R1:10,114回）



消防団員の処遇等に関する実態調査（調査概要）

- 消防団員の処遇等に関し、以下のとおり実態調査を実施。
- 以降の資料において、注釈なく使用している消防団の実態に関するデータはすべて本調査によるもの。

調査概要

- ・ 名称：「消防団員の処遇等に関する実態調査」
- ・ 対象：市町村（一部事務組合等を含む）
- ・ 調査時点：令和2年4月1日時点
- ・ 回答状況：1,719団体中、1,719団体（100%）※特別区は1団体としている。
- ・ 期間：R2.12.15(火)発出 → R3.1.15(金)〆
- ・ 調査内容
 - ① 消防団員の処遇に関する実態調査
報酬・出動手当・消防団運営費等、消防団活動に係る決算額（R1）・予算額（R2）
報酬・出動手当の額、支給方法、個人に直接支給しない理由
出動手当の条例上の位置づけ、出動手当を7,000円以上に引き上げない理由 等
 - ② 消防団員の活動に関する実態調査
消防団の標準的な年間スケジュール、
災害時や訓練時等の具体的な活動内容・活動時間・出動手当の有無 等

②出動手当

- ②－1 出動手当の現状について
- ②－2 出動手当の法的性格等について
- ②－3 出動手当の額等について
- ②－4 出動手当の支給方法について

②－１ 出勤手当の現状について

出勤手当の現状について①

- 市町村は条例に基づき、出勤回数に応じ一定額を支給しており、多くの市町村では、火災に係る出勤、風水害等に係る出勤、訓練に係る出勤等、出勤の態様に応じて支給金額を定めている。（地方交付税算入額：1回7,000円）
- 風水害等に係る出勤手当に限っても、以下のとおり、支給の方法や金額については多様である。
- 出勤手当の位置づけは、条例(例)にならない、費用弁償としている団体が多い。

出勤手当(風水害等の災害出勤)の分類(令和2年4月1日現在)

① 1回あたりの出勤手当を定額で定めているもの

- (例) ・ 1回につき4,000円
 ・ 1回につき7,000円（※例外的に報酬としている）

… 1,046市町村

うち5,000円以下	978市町村
うち5,001円～6,999円	42市町村
うち7,000円以上	26市町村

② 1回あたりの出勤手当を出勤の態様ごとに定めているもの

- (例) ・ 5時間未満3,000円、5時間以上6,000円
 ・ 昼間の出勤：1回3,000円、夜間の出勤：1回4,000円

… 496市町村

③ 上記①、②以外の定め方をしているもの

… 107市町村

○ 出勤手当を年額で支給することとしているもの

- (例) ・ 水火災、警戒、訓練等の場合：年額6,000円
 ・ 水火災、警戒、訓練等の場合：年額9,000円（※例外的に報酬としている）

○ 出勤手当を部単位等で支給することとしているもの

- (例) ・ 水火災、訓練等の場合、1つの部につき：1回15,000円

○ 出勤に係る手当の支給という方法で定めていないもの

- (例) ・ 出勤に係る旅費を実費で支給

④ 出勤手当を定めていないもの

… 70市町村

※「消防団の組織概要等に関する調査」より

(参考) 消防組織法・条例(例)

消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)(抄)

(消防団員の身分取扱い等)

第二十三条 消防団員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、常勤の消防団員については地方公務員法の定めるところにより、非常勤の消防団員については条例で定める。

〇〇市(町村)消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(例)(昭和四十年七月一日自消乙教発第七号)(抄)

(報酬)

第十二条 団員には、次により報酬を支給する。

団 長	年額	円
⋮	⋮	
団 員	年額	円

(費用弁償)

第十三条 団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、次により費用弁償を支給する。

水火災の場合	一回につき	円
警戒の場合	一回につき	円
訓練の場合	一回につき	円

- 前項の場合を除き団員が公務のため旅行した場合、団長については〇〇相当職、副団長については〇〇相当職とみなし費用弁償を支給する。
- 報酬及び費用弁償の支給方法については、〇〇の例による。

出動手当の現状について②

- 出動手当の条例上の位置づけは、「費用弁償」としている団体(1,338団体)が約8割と最も多く、次いで、「報酬」(194団体)、「その他」(151団体)となっている。

【出動手当の条例上の位置づけ】

条例上の位置づけ	団体数(割合)
① 費用弁償	1,338 (79.5%)
② 報酬	194 (11.5%)
③ その他 ※	151 (9.0%)

※ 条例に定めがなく、要綱に基づいて支給している

団に対する交付金・補助金の一部として支給している 等

- 国の条例(例)で費用弁償としていたことから、多くの団体で費用弁償としている。

ただ、団体によっては、費用弁償としつつも、一定時間を超えるごとに一定額が加算される団体など、考え方が報酬に近いものもあり、出動手当の法的性格を「報酬」と位置付けている団体と合わせると、約1/3となる(585団体、34.8%)

※ 時間により出動手当の額が変動する団体……391団体(23.2%)

②－２ 出勤手当の法的性格等について

出勤手当の法的性格等について①

- 出勤手当の額は、出勤１回につき０円（定めなし）の団体から、１回につき１万円の団体もあるなど、かなりばらつきがあり、これはその法的性格が費用弁償と位置付けられていることが大きな原因であると考えられる（交付税単価の７,０００円以上に引き上げない理由に「実費としてそれほどかからないため」という選択肢を選んだのは、費用弁償としている１,３３８団体中、４６５団体（３４.８％））。
- 一方、引き上げない理由として「予算上の制約」という選択肢を選んだのは７３４団体（５４.９％）であり、法的性格に実態が伴っていないという面もある。
- しかしながら、年額報酬を基本給的な報酬、出勤手当を出勤に応じた報酬と受け止めている例も多いと推察され、また実際に、そのような考えに沿って出勤手当を出勤に応じた報酬としている団体もある。さらに、団体によっては、費用弁償としつつも、一定時間を超えると一定額が加算される団体など、考え方が報酬に近いものもあり、出勤手当を「報酬」と位置付けている団体と合わせると、約１／３となる（５８５団体、３４.８％）。
 - ※ 条例上、出勤手当を報酬と位置付けている団体……１９４団体（１１.５％）
 - ※ 時間により出勤手当の額が変動する団体 ……３９１団体（２３.２％）

出動手当の法的性格等について②

- また、災害が激甚化・多様化する中で、
 - 出動手当が費用弁償のままでは、消防団員の報酬は階級ごとに一律である年額報酬のみとなり、（同じ市町村内の同じ階級の団員間において）団員の活動や労苦に応じた報酬体系にならないこと
 - 大規模な災害で複数の市町村に被害が生じている場合に、同じ災害に出動しているにもかかわらず市町村によって出動手当の額が大きく異なることは、一般的に理解が得にくいと考えられる。
- 以上のことから、出動手当については、これを見直し、出動に応じた報酬制度を創設すること、また、出動に関する費用弁償については、出動に伴い実費が生じることを踏まえ、引き続き必要額を措置することが適当である。
- なお、これまで消防団員の出動に応じて支払われる額について、一般的に「出動手当」と呼称していたが、出動に応じた報酬制度を創設するのに合わせ、名称を「出動報酬」とすることが適当である。

②－３ 出動手当の額等について

出動手当の平均額（支給単位別）等

- 出動手当の平均額は、全ての支給単位、種別において、地方交付税単価の7,000円/回以下。
- 1回当たりの出動手当を7,000円以上に引き上げない理由として最も多い回答は、「予算上の制約」であり、次いで「費用弁償であり、実費として7,000円もかからないため」が多い。

【出動手当の平均額（支給単位別）】※1

【7,000円以上に引き上げない理由】

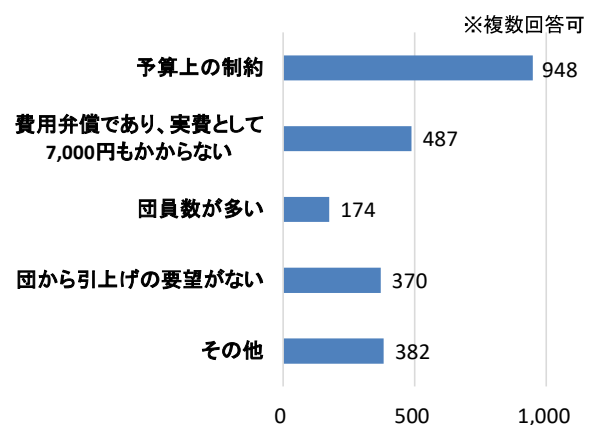
(令和2年4月1日時点)

支給単位	種別			
	火災	風水害等	警戒	訓練
① 1回（時間・態様に関係なく定額）	2,689円	2,730円	2,509円	2,398円
② 1回（時間により変動あり）※2	3,662円	3,653円	3,148円	3,087円
③ 1回（出動の態様ごと）※3 例：昼間3,000円、夜間4,000円	3,634円	3,393円	2,519円	2,472円

※1 支給単位が、年額単位やポンプ車1台単位等、平均値を算出するのに馴染まないものについては、①～③全ての区分から除いている

※2 各団体が「1回の出動」と数える単位あたりの額を、単純に平均している

※3 各団体が設ける区分のうち、一番高い額を、単純に平均している



※「その他」の回答例

(団体数)

- ・ 1回当たり単価は7,000円未満であるが、活動時間に応じた支給額となっているため、活動時間によっては1日当たりの支給額が7,000円を超える場合がある。
- ・ 近隣市町村の金額を参考にしている。

出動手当の平均額（団体規模別）

- 団体規模別の出動手当の平均額は、出動の種別により異なるが、政令市で3,200円～4,000円程度、中核市で2,600円～3,100円程度、一般市で2,400円～2,800円程度、町村で2,700円～3,100円程度となっている。

【出動手当の平均額(団体規模別)】

(令和2年4月1日時点)

団体規模	種別			
	火災	風水害等	警戒	訓練
政令市	3,973円	3,668円	3,248円	3,198円
中核市	3,045円	3,050円	2,686円	2,601円
一般市	2,776円	2,808円	2,483円	2,388円
町村	3,042円	3,089円	2,686円	2,687円

※ 各団体が「1回の出動」とする額を、単純に平均したもの。

※ 支給単位が、年額単位やポンプ車1台単位等、平均値を算出するのに馴染まないものについては除いている。

出勤報酬の額の考え方について①

- 出勤手当を見直し、出勤に応じた報酬制度を創設する場合、その性格は地方自治法上の報酬（純粋に勤務に対する反対給付としての性格のみを持つもの）となる。
- 消防団員の役割は多岐にわたり、その活動頻度も地域の実情による差が大きい、核となる消防業務の内容については、各市町村により大きく異なるものではないと考えられる。

そのため、勤務の反対給付である報酬も、（職務の執行等に要した経費を償うため支給される金銭である費用弁償とは異なり）どの市町村においても勤務量に応じた一定水準の額が支払われるべきものと考えられる。

（参考）松本英昭著「新版 逐条地方自治法 第9次改訂版」学陽書房、2017年

「このことは報酬が給料と異なり、いわゆる生活給たる意味は有せず、純粋に勤務に対する反対給付としての性格のみをもつものであり、したがって、それは勤務量、すなわち、具体的には勤務日数に応じて支給されるべきものであるとする原則を明らかにしたのである。」（p. 745）

「『費用の弁償』（3）とは、『実費弁償』（法207）と同じ意味であって、職務の執行等に要した経費を償うため支給される金銭をいう。」（p. 746）

- 報酬や費用弁償については、地方自治法第203条の2第5項の規定により、各市町村の条例で定めるものとされていることから、一律に義務を課すわけではないが、上記のような考えに基づけば、出勤報酬の基準となる額や額の考え方を国において示すことが重要である。

（参考）地方自治法（昭和22年法律第67号）（抜粋）

第二百三条の二 略

2～4 略

5 報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

出勤報酬の額の考え方について②

- 額の考え方を示すに当たっては、（消防団員に地方公務員法は適用されないものの、同法第24条第2項の「均衡の原則」を参考に）類似の業務を行う国家公務員や他の地方公務員、民間労働者を参考とすることが考えられる。

（参考）地方公務員法（昭和25年法律第261号）（抜粋）

（一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）

第三条 地方公務員（地方公共団体及び特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の全ての公務員をいう。以下同じ。）の職は、一般職と特別職とに分ける。

2 （略）

3 特別職は、次に掲げる職とする。

一～四 （略）

五 非常勤の消防団員及び水防団員の職

六 （略）

（この法律の適用を受ける地方公務員）

第四条 この法律の規定は、一般職に属するすべての地方公務員（以下「職員」という。）に適用する。

2 この法律の規定は、法律に特別の定がある場合を除く外、特別職に属する地方公務員には適用しない。

（給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準）

第二十四条 職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。

2 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。

- 具体的には、予備自衛官（国）、最低賃金（民間）等のほか、消防団員の公務災害補償については「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）」に補償基礎額が定められていることから、これらが参考となる。

他の公務員等との比較①

- 予備自衛官については、年48,000円の予備自衛官手当が支給されるほか、訓練1回当たり8,100円の訓練招集手当が支給されている。
- 非常勤特別職地方公務員（鳥獣被害対策実施隊等）の処遇については、市町村が条例等により定めることとなっており、金額は様々である。

		消防団員	予備自衛官	鳥獣被害対策実施隊	民生委員
身分		非常勤特別職地方公務員（市町村）	非常勤特別職国家公務員	非常勤特別職地方公務員（市町村）	非常勤特別職地方公務員（都道府県、政令市、中核市）
①年額等により一律に支払われる報酬等	実額	平均30,925円	48,000円 （月額4,000円×12ヶ月） 【予備自衛官手当】	（基本的に②による）	なし （民生委員法第10条）
	交付税措置	36,500円	（全額国費）	（実額に対し特別交付税措置 ※措置率0.8）	なし
②出動の度に支払われる手当等	実額	0円～1万円程度/回	8,100円/日 【訓練招集手当】 ※防衛、災害等の出動時には俸給表に基づく額を支給	0円～1万円程度/回	なし （民生委員法第10条）
	交付税措置	7,000円/回	（全額国費）	（実額に対し特別交付税措置 ※措置率0.8）	なし
③活動に対する費用弁償	実額	旅費を定めている団体あり	往復旅費支給（実費）	旅費を定めている団体あり	団体により様々 （定額支給、実費弁償等）
	交付税措置	需要額（旅費）を計上	（全額国費）	（実額に対し特別交付税措置 ※措置率0.8）	年額59,000円

※令和2年4月1日現在

他の公務員等との比較②（予備自衛官）

- 予備自衛官は、普段は社会人や学生としてそれぞれの職業に従事しながら、一方では自衛官として必要とされる練度を維持するために訓練に応じ、防衛招集や災害招集などに応じて出頭し活動する、非常勤の特別職国家公務員。他国の予備役制度に相当する。防衛以外の活動である国民保護、災害、訓練招集等は消防団員と共通する部分が多く、比較の対象になじむ。
- 報酬については、月額4,000円の予備自衛官手当、訓練招集に応じた際の1日当たり8,100円の訓練招集手当がある。

（参考）防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）（抜粋）

（予備自衛官等の給与）

第二十四条の三 予備自衛官には、予備自衛官手当を支給する。

2 前項の予備自衛官手当の月額は、四千円とする。

3～4 （略）

第二十四条の五 訓練招集に応じた予備自衛官及び即応予備自衛官には、訓練招集に応じた期間一日につき、政令で定める額の訓練招集手当を支給する。

（参考）防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和27年政令第368号）（抜粋）

（訓練招集手当の日額等）

第十七条の十四 訓練招集手当の日額は、予備自衛官にあつては八千五百円とし、即応予備自衛官にあつては一万四千二百円を超えない範囲内で防衛大臣が定める額とする。

他の公務員等との比較②（予備自衛官）

- なお、予備自衛官の訓練招集手当は、制定当初は旅費の日額として支給されていたが、実態にそぐわないことから、昭和52年に自衛官（尉官から士に至るまで）の諸号俸の平均値とした算出方法に変更され、その後、数回の改定を経て、現在8,100円となっている。

訓練招集手当の改定経緯

（単位：円）

…	昭和50年	昭和52年	…	現在
…	550	4,000	…	8,100

※令和2年4月1日現在

（参考）昭和61年12月4日 参議院内閣委員会 松本宗和政府委員答弁

訓練招集手当の基準と申しますか、算出根拠についてお尋ねがございました。これについてお答えいたします。

従来、これは五十二年まででございますけれども、これは雑費というような形で五百五十円ぐらい、具体的にはいわゆる旅費の日額、日当的なものが支給されておったわけでございますが、これでは非常に実態にそぐわないということから五十二年に改正されまして、そのときの考え方といいますのは、尉官から士に至るまでの諸号俸の平均値をとりまして、その一日分を一日の日当と定めたわけでございます。五十二年にはその計算でまいりまして四千円ということで定めたわけでございますが、その後改正されまして、現在四千七百円ということになっておるわけでございます。

他の公務員等との比較③（鳥獣被害対策実施隊）

- 鳥獣被害対策実施隊は、鳥獣被害防止特措法に基づき、市町村が設置する組織。被害防止計画に基づく捕獲、防護柵の設置等といった鳥獣被害対策の実践的活動を担っている。消防団員と同様、危険を伴う活動に従事することから、比較の対象になじむ。
- 実施隊員は非常勤の特別職地方公務員となり、報酬は市町村ごとに条例で定められており、基本的には日額により金額が決まっている。なお、年、季節、地域等によって活動の頻度や内容にばらつきがあることから、年額報酬を設定していない場合が多い。

（参考）鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）（抜粋）

（鳥獣被害対策実施隊の設置等）

第九条 市町村は、対象鳥獣の捕獲等、防護柵の設置その他の被害防止計画に基づく被害防止施策を適切に実施するため、鳥獣被害対策実施隊を設けることができる。

2 鳥獣被害対策実施隊に鳥獣被害対策実施隊員を置く。

3 前項に規定する鳥獣被害対策実施隊員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 市町村長が市町村の職員のうちから指名する者

二 被害防止計画に基づく被害防止施策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者（主として対象鳥獣の捕獲等に従事することが見込まれる者にあつては、これを適正かつ効果的に行うことができる者に限る。）のうちから、市町村長が任命する者

4 第二項に規定する鳥獣被害対策実施隊員は、被害防止計画に基づく被害防止施策の実施に従事するほか、市町村長の指示を受け、農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣の捕獲等で住民の生命、身体又は財産に係る被害を防止するため緊急に行う必要があるものに従事する。

5 第三項第二号に掲げる鳥獣被害対策実施隊員は、非常勤とする。

6～8 （略）

他の公務員等との比較④（民生委員）

- 民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員。すべての市町村において、一定の基準に従いその定数（人数）が定められている。
- 民生委員は、社会福祉の増進のために、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行っている。また、全ての民生委員は児童福祉法によって「児童委員」も兼ねており、妊娠中の心配ごとや子育ての不安に関する様々な相談や支援を行っている。
- 給与の支給はなく（無報酬）、ボランティアとして活動している。なお、交通費等の活動費が支給される。

※ 無報酬とされている理由は、民生委員法の制定当時、民生委員が「名誉職」とされていたことによる。当時の国会答弁によれば、制度の本旨が篤志家の社会奉仕であり名誉職が適当であること、財政上の理由から有給職とすることは不可能であるとされている。平成12年の法改正で名誉職との文言は削除されたが、「給与を支給しない」との文言が追加され、現在に至っている。

（参考）民生委員法（昭和23年法律第198号）（抜粋）

第十条 民生委員には、給与を支給しないものとし、その任期は、三年とする。ただし、補欠の民生委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（参考：制定当時条文）民生委員法（昭和23年法律第198号）（抜粋）

第十条 民生委員は、名誉職とし、その任期は、三年とする。

（参考）昭和23年6月27日 衆議院本会議 山崎岩男厚生委員長答弁（抜粋）

…最近における民生委員の職務の重要性並びに複雑性に徴するときは、熱心なる民生委員としてとうてい自己の生業を営む時間を得がたいものと認めるから、これを専務職とし、有給制とするのが適当ではないかとの質疑に対しては、篤志家の社会奉仕にまつを本旨とする本制度においては、名誉職が適当であり、また財政上よりも、現在の民生委員をことごとく有給職とすることは不可能である…

他の公務員等との比較⑤（最低賃金）

- 最低賃金は、都道府県により異なるが、令和2年度の平均額は902円。全国の最低・最高額と、それらに7時間45分を乗じた額は以下の表のとおりである。

	最低賃金額 (1時間当たり)	1日当たりの額 (左記に7時間45分を乗じた額)
全国平均額	902円	6,991円
最低額 (秋田県・鳥取県・島根県・高知県・佐賀県・大分県・沖縄県)	792円	6,138円
最高額 (東京都)	1,013円	7,851円

※令和3年1月1日現在

- 最低賃金制度は、セーフティネットとして、労働者の生活を守る役目をしているものであり、報酬の考え方とは完全に一致するわけではないことには留意が必要。

※ 報酬は給料と異なり、いわゆる生活給たる意味は有せず、純粹に勤務に対する反対給付としての性格を持つのみとされている。

- しかしながら、出勤がなければ得ることができた最低賃金相当額を出動報酬の額の基準を定めるに当たって参考とすることに一定の合理性があり、目安のひとつとすることは可能であるとする。

他の公務員等との比較⑥（消防団員の公務災害補償基礎額）

- 消防団員が公務中に死傷した場合、市町村は本人又は遺族に対し損害を補償することとなっている（消防組織法第24条）。補償の金額は政令で基準が定められており、（一部の補償を除き）「補償基礎額」（日額）に係数を乗じた額により算出される。

（参考）消防組織法（昭和22年法律第226号）（抜粋）

（非常勤消防団員に対する公務災害補償）

第二十四条 消防団員で非常勤のものが公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合においては、市町村は、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、その消防団員又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

- 補償基礎額は、最低額を8,900円（最高額は14,200円）とし、以下のとおり階級や勤続年数ごとに区分された額となっている。

単位：円

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長・副団長	12,440	13,320	14,200
分団長・副分団長	10,670	11,550	12,440
部長・班長・団員	8,900	9,790	10,670

- ・ 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）別表
- ・ 最低額・最高額は公安職の俸給表より算出
 - ・ 1級63号 265,600円（R2）/30日＝8,853.333円≒8,900円
 - ・ 7級43号 425,100円（R2）/30日＝14,170円≒14,200円

出勤報酬の標準的な額について①

- 予備自衛官（国）、最低賃金（民間）等について、参考になるとと思われる金額は以下の表のとおりである。（再掲）

予備自衛官の訓練招集手当	一日当たり 8,100円
最低賃金に7時間45分を乗じた額	全国平均額 6,991円 最低額 6,138円 最高額 7,851円
公務災害補償の補償基礎額	最低額 8,900円 (最高額 14,200円)

※令和3年1月1日現在

- 災害（火災・風水害等）に係る出勤については、災害の規模等により1回当たりの出勤時間は異なるものの、
- ・ 警戒・訓練に比較して活動時間が長くなるケースがあること
 - ・ 事前に活動時間を予測することが難しい面があること
- 等を考慮して、上記の額を踏まえ、1日＝7時間45分を基本とし、1日当たり7,000～8,000円程度を、支払うべき標準的な額として定めることが適当である（地方自治法第203条の2第2項の規定により、非常勤の職員の報酬は、原則として勤務日数に応じて支給される）。

（参考）地方自治法（昭和22年法律第67号）（抜粋）

第二百三条の二 （略）

2 前項の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。

出勤報酬の標準的な額について②

- その一方で、災害時以外の出勤の態様は様々であることから、業務の負荷や活動時間等を勘案して金額を定めることも適当である。
- 具体的には、災害時以外の出勤（訓練・警戒等）については、
 - ・ 活動時間が短いことが多いこと
 - ・ 予定が立てやすいこと（活動時間や開始・終了時刻が事前にわかっていることが多い）
 - ・ 災害時の出勤に比べて危険性が比較的低いこと等を勘案した上で、災害時の出勤に対する出勤報酬の額と均衡のとれた額を、各市町村において実態を踏まえ定めることが適当である。
（例：訓練・警戒等は、活動時間が3～4時間の場合には1日当たり3,000～4,000円程度 等）
- その上で、短時間の出勤や日付をまたぐ出勤、1日に複数回の出勤といった場合の取扱いについても、基本的には、業務の負荷や活動時間を勘案し、標準的な額と比較して均衡のとれた額となるような取扱いをするべきである。

出勤報酬の支給単位について①

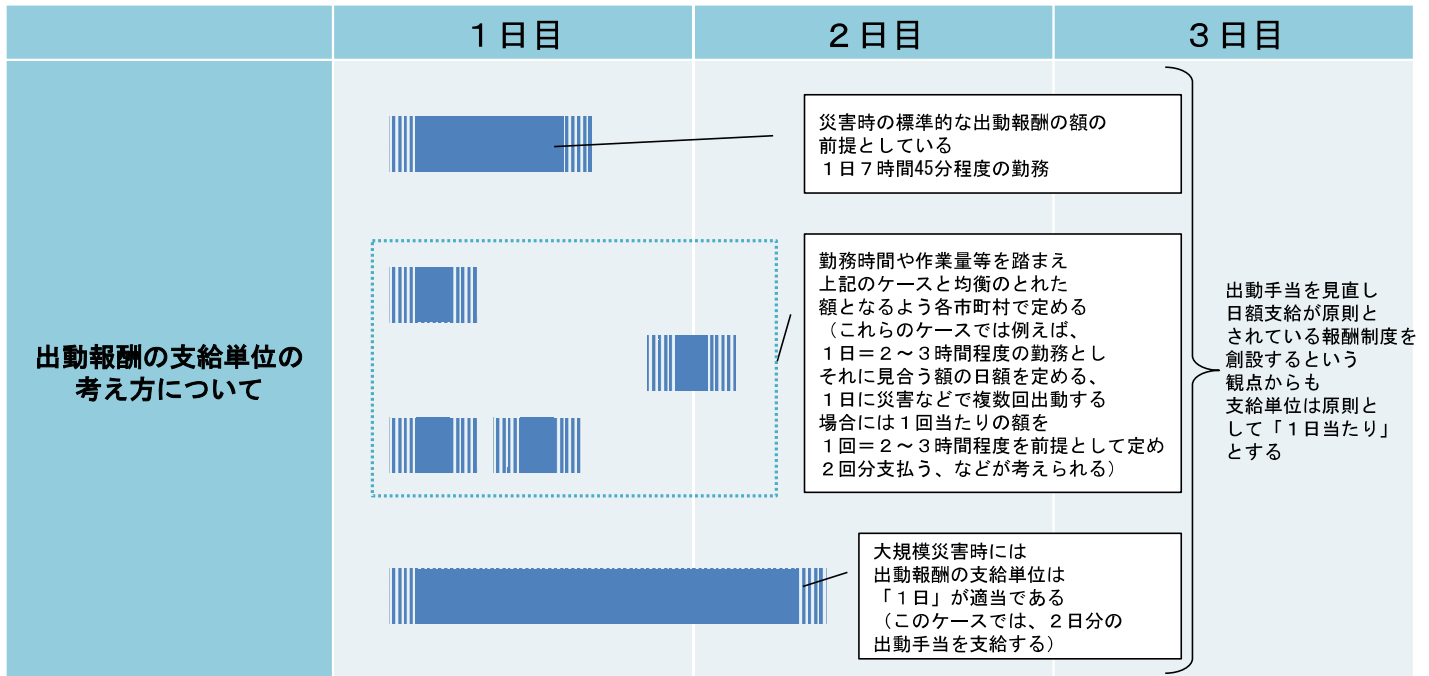
- 他方、出勤の態様が地域により様々であること、各市町村における過去の取扱いや他の非常勤特別職公務員における取扱いともある程度整合をとる必要があること等を考慮すると、具体的な取扱いについては、国が示した基準を踏まえ、各市町村において定めることが適当である。
- なお、最高裁判例でも、非常勤職員の報酬については、「諸般の事情の総合考慮による政策的、技術的な見地からの判断を要する」として、議会における裁量を認めている。

（参考）平成23年12月15日 最高裁判所判決

- また、委員会の委員を含め、職務の性質、内容や勤務態様が多種多様である普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員を除く。以下「非常勤職員」という。）に関し、どのような報酬制度が当該非常勤職員に係る人材確保の必要性等を含む当該普通地方公共団体の実情等に適合するかについては、各普通地方公共団体ごとに、その財政の規模、状況等との権衡の観点から踏まえ、当該非常勤職員の職務の性質、内容、職責や勤務の態様、負担等の諸般の事情の総合考慮による政策的、技術的な見地からの判断を要するものといえる。このことに加え、前記1(2)の昭和31年改正の経緯も併せ考慮すれば、法203条の2第2項は、普通地方公共団体の委員会の委員等の非常勤職員について、その報酬を原則として勤務日数に応じて日額で支給とする一方で、条例で定めることによりそれ以外の方法も採り得ることとし、その方法及び金額を含む内容に関しては、上記のような事柄について最もよく知り得る立場にある当該普通地方公共団体の議決機関である議会において決定することとして、その決定をこのような議会による上記の諸般の事情を踏まえた政策的、技術的な見地からの裁量権に基づく判断に委ねたものと解するのが相当である。

出動報酬の支給単位について②

- なお、大規模災害等で出動が長期間にわたる場合には、業務量が多く拘束時間も長くなることから、消防団員の労苦に報いるという観点や、出動手当を見直し日額支給が原則とされている報酬制度を創設するという観点からも、その支給単位は出動日数にかかわらず「1回」とするのではなく、「1日」とすることが適当である。



（参考）大規模災害時の活動に係る出動手当（出動報酬）について

- 大規模災害等のような業務の負荷が著しく重く、また活動時間も著しく長期にわたる活動については、その労苦に報いるため、災害時の出動に対する出動報酬の額と均衡をとりつつも、市町村の判断で更に報酬を引き上げることも考えられる。
- 岩手県宮古市では、大規模災害時の1日当たりの出動手当を特例的に2倍とし、その規定は支払い済みのものも含め遡及適用することとした条例改正を行い、東日本大震災における団員の出動の負担に応えた。

（参考）宮古市消防団条例（平成17年条例第177号）（抜粋）

（費用弁償）

第14条 団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事した場合においては、1人1日につき2,000円の範囲内で費用弁償する。

附 則

1～3 略

4 団員が災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項に定める災害に対処するための職務に従事する場合であって、心身に著しい負担を与えると市長が認める作業に従事する際の費用弁償に係る第14条の規定の適用については、同条中「2,000円」とあるのは、「4,000円」とする。

附 則（平成23年9月22日条例第24号）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の宮古市消防団条例（以下「改正後の条例」という。）附則第4項の規定は、平成23年3月11日から適用する。

2 改正後の条例附則第4項の規定を適用する場合において、この条例による改正前の宮古市消防団条例第14条の規定に基づいて弁償された費用弁償は、改正後の条例附則第4項の規定による費用弁償の内払とみなす。

②－４ 出動手当の支給方法について

出動手当の支給方法

- 全ての団員に対し、直接支給している団体数（下記①）は全国で606団体（36.0%）。
- また、約2割の団体が、階級や基本団員・機能別団員の別など、団員の属性により支給方法を分けている（下記④～⑦）。

【出動手当の支給方法】

支給方法	団体数（割合）
① 個人に直接支給	606（36.0%）
② 団（分団・部等を含む）経由で個人に支給	369（21.9%）
③ 団（分団・部等を含む）に支給	382（22.7%）
④ ①及び② ※1	147（8.7%）
⑤ ①及び③ ※2	153（9.1%）
⑥ ②及び③ ※3	16（1.0%）
⑦ ①、②及び③ ※4	10（0.6%）

※1：分団長以上及び女性団員は直接支給、その他の団員は分団経由で個人支給 等

※2：女性団員及び機能別団員は直接支給、その他の基本団員は分団に支給 等

※3：操法大会訓練に係る手当は分団経由で個人支給、その他の手当は分団に支給 等

※4：団長、副団長及び機能別団員は直接支給、女性団員は分団経由で個人支給、その他の団員は分団に支給 等

出勤手当の支給方法（団体規模別）

- 支給方法を団体規模別に見ると、全ての団員に対し直接支給している団体（下記①）の割合は、政令市（81.0%）＞中核市（50.0%）＞一般市（36.0%）＞町村（34.1%）と、団体規模が小さくなるほど低くなっている。
- 一方で、全てを団に対し支給している団体（下記③）の割合は、政令市（4.8%）＜中核市（13.3%）＜一般市（20.5%）＜町村（25.4%）と、団体規模が小さくなるほど高くなっている。

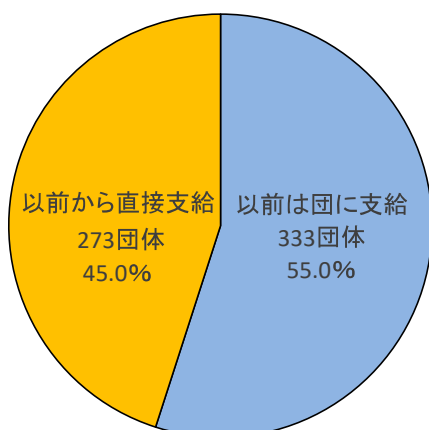
【出勤手当の支給方法（団体規模別）】

区分	①個人に 直接支給	②団経由で 個人に支給	③団に支給	④ ①及び②	⑤ ①及び③	⑥ ②及び③	⑦ ①、②及び③
政令市	17 81.0%	3 14.3%	1 4.8%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
中核市	30 50.0%	12 20.0%	8 13.3%	4 6.7%	6 10.0%	0 0.0%	0 0.0%
一般市	250 36.0%	133 19.2%	142 20.5%	77 11.1%	78 11.2%	7 1.0%	7 1.0%
町村	309 34.1%	221 24.4%	231 25.4%	66 7.3%	69 7.6%	9 1.0%	3 0.3%

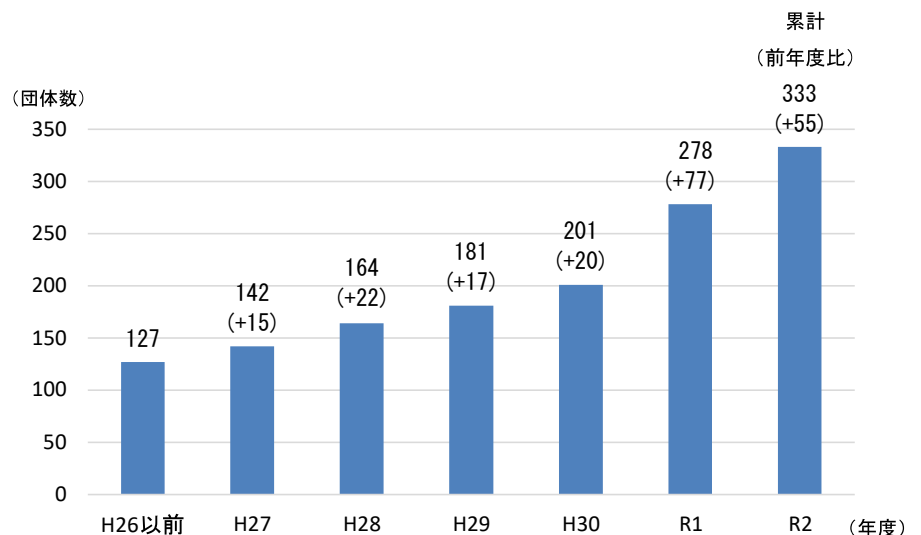
以前は団に支給していた団体数 等

- 全ての団員に対し直接支給している606団体のうち、333団体（55.0%）が以前は団に支給。
- 近年、直接支給への見直しが進んできており、特に、直近2年間では、132団体が直接支給への切替えを行った。

【以前は団に支給していたか】



【団に支給から直接支給に切り替えた団体数】

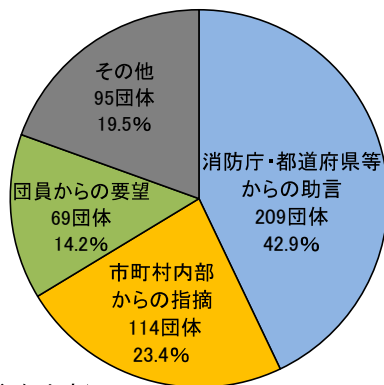


※R2年度は、調査時点までに切り替えた団体数

直接支給に切り替えた理由 等

- 直接支給に切り替えた理由として、「消防庁・都道府県等からの助言」を挙げる団体が最も多く、次いで「市町村内部からの指摘」、「その他」、「団員からの要望」となっている。
- また、直接支給に切り替えた際の市町村における主なメリットとして「会計処理の適正化」、「団員のモチベーション向上」などが挙げられる一方、デメリットとして「事務負担の増加」、「運営費の減少」などが挙げられた。

【直接支給に切り替えた理由】



(「その他」の主な内容)

※複数回答可

- 支給の透明性の確保
- 近隣団体の動向にあわせた
- 支給方法に係る報道を見て、直接支給が適切と判断した

【直接支給への切替えによるメリット・デメリット】

【メリット】(主なもの)

- ・ 個人へ確実に支払うことができ、また支払い漏れがなくなり、会計処理が適正化される。
- ・ 団員の活動実態の把握につながる。
- ・ 団員のモチベーション向上につながり、出勤率が上がる。
- ・ 入団促進につながる。
- ・ 個人に支給されるべき出動手当が、団の運営費に流用されることを防止できる。
- ・ 団員が高額な現金を扱う必要がなくなり、団員の負担軽減になる。

【デメリット】(主なもの)

- ・ 団員の口座情報の収集など、支給に係る事務量が増加する。
- ・ 分団の運営費が減少する。
- ・ 口座番号が変わった際などに振込できないケースがある。

個人に直接支給しない理由

- 個人に直接支給しない理由として、「事務が煩雑化するから」を挙げた団体が最も多く、次いで「その他」、「振込手数料の負担が増加するから」となっている。

【個人に直接支給しない理由】

理由	団体数
事務が煩雑化するから	740 (52.8%)
振込手数料の負担が増加するから	208 (14.8%)
その他	453 (32.3%)

(「その他」の主な内容)

※複数回答可

- 団からの要望により団に支給しているため。
- 団の運営費を確保するため。
- 各団員から振込口座として分団の口座を指定されているため。
- 過去からの慣例。
- 分団長から団員へねぎらいの言葉をかけながら手渡ししたいため。

団から個人への支給実態の把握方法 等

- 団経由で個人へ支給している場合（資料編18ページ下段の②, ④, ⑥, ⑦）における、団から団員個人への支給実態の把握方法は、「団に一任」を挙げる団体が63.3%と最も多く、次いで「受領書等への署名・押印」が28.6%となっている。
- 団に支給している場合（資料編18ページ下段の③, ⑤, ⑥, ⑦）における、団への支給に係る団員個人の同意の取得方法は、「同意書・委任状等」が63.3%と最も多く、次いで「団に一任」が27.8%となっている。

【団から個人への支給実態の把握方法】

把握方法	団体数
受領書等への署名・押印	155 (28.6%)
支給実績報告書等の作成	10 (1.8%)
団に一任	343 (63.3%)
未確認	23 (4.2%)
その他	11 (2.0%)

【団への支給に係る団員個人の同意の取得方法】

取得方法	団体数
同意書・委任状等	355 (63.3%)
口頭	14 (2.5%)
団に一任	156 (27.8%)
同意なし	27 (4.8%)
その他	9 (1.6%)

出動手当（出勤報酬）のあるべき支給方法について

- 全ての団員に対し、直接支給している団体は36.0%であった。
- 今までも直接支給が原則とされており（※）、近年、団員個人に確実に支払われ支給事務の透明性を図ることができる、団員の士気向上につながるといった理由で直接支給への見直しが進んでいる。

※（参考）これまでの主な通知

①平成20年1月22日付け消防庁国民保護・防災部防災課長通知（抜粋）

「報酬（反対給付）、出動手当（費用弁償）等は、その性格上本人に直接支給されるべきものでありますので、適切に支給いただきますよう周知願います。」

②平成30年1月19日付け消防庁長官通知・令和元年12月13日付け消防庁長官通知（抜粋）

「年額報酬等はその性格上本人に支給されるべきものであることを踏まえ、適切に支給すること。」

※なお、消防団員に地方公務員法は適用されないものの、同法第25条第2項の「直接払いの原則」を参考にしている。

（参考）地方公務員法（昭和25年法律第261号）（抜粋）

（給与に関する条例及び給与の支給）

第二十五条 （略）

2 職員の給与は、法律又は条例により特に認められた場合を除き、通貨で、直接職員に、その全額を支払わなければならない。

- 出動手当を出勤報酬とし、勤務量に応じて金額も引き上げるのであれば、なおさら、団員個人に直接支給することを徹底すべきである。
- 団経由で個人に支給するケースも、透明性の観点から、団員個人に直接支給するよう改めるべきである。
- 一部の団員については個人に直接支給し、その他の団員については団に支給する等のケースも、団員間の公平性の観点から扱いを統一し、すべての団員個人に直接支給するよう改めるべきである。

③年額報酬

- ③－ 1 年額報酬の現状について
- ③－ 2 年額報酬の位置付けについて
- ③－ 3 年額報酬の額等について
- ③－ 4 年額報酬の支給方法について

③－ 1 年額報酬の現状について

年額報酬の現状について①

○ 市町村は条例に基づき、消防団員に対し年額報酬を支給している。

○ 支給額、支給方法は、地域事情等により、必ずしも同一ではないものの、支給額の低い市町村においては、引上げ等を図る必要があり、国はこうした団体に対し、早急にその引上げを行うよう要請してきた。

地方交付税算入額 ・報酬(年額)36,500円(団員) ～82,500円(団長)		交付税 単価	条例平均額(階級:団員)					
	年額報酬 (一般団員)	36,500円	30,201円 (H27)	30,355円 (H28)	30,473円 (H29)	30,648円 (H30)	30,801円 (R1)	30,925円 (R2)

○ 条例で定める年額報酬(階級:団員)の状況は以下のとおり(なお、無報酬団体については、平成27年度中にすべて解消された。)
(各年4月1日現在)

年額報酬(階級:団員)	市町村数		累計	
	H27	R2	H27	R2
支給なし	3 (0.2%)	0 (0.0%)	3 (0.2%)	0 (0.0%)
1 ～ 10,000円未満	35 (2.0%)	6 (0.3%)	38 (2.2%)	6 (0.3%)
10,000 ～ 20,000円未満	377 (21.7%)	363 (20.9%)	415 (23.9%)	369 (21.2%)
20,000 ～ 30,000円未満	576 (33.1%)	562 (32.3%)	991 (57.0%)	931 (53.5%)
30,000 ～ 36,500円未満	313 (18.0%)	316 (18.2%)	1,304 (75.0%)	1,247 (71.7%)
36,500円以上	435 (25.0%)	492 (28.3%)	1,739 (100%)	1,739 (100%)

※市町村数については、日額制である3団体を除き、東京都特別区は23団体として計上している。

年額報酬の現状について②

○ 階級別に報酬額を見ると、団長・副団長・分団長といった上位の階級では、条例平均額が交付税単価を上回っている一方、班長・団員といった下位の階級では、条例平均額が交付税単価を下回っている。

階級別交付税単価及び条例平均額(令和2年4月1日現在)

階級	条例平均額 (A)	交付税単価 (B)	(A)-(B)
団長	144,785 円	82,500 円	62,285 円
副団長	104,438 円	69,000 円	35,438 円
分団長	74,010 円	50,500 円	23,510 円
副分団長	54,460 円	45,500 円	8,960 円
部長	45,366 円	37,000 円	8,366 円
班長	36,387 円	37,000 円	▲613 円
団員	30,925 円	36,500 円	▲5,575 円

年額報酬の平均額（団体規模別）

- 団体規模別の年額報酬の平均額は、政令市のみ地方交付税単価の36,500円を超えている。
- 政令市（38,331円）＞ 中核市（33,462円）＞ 一般市（33,179円）＞ 町村（28,688円）と、団体規模が小さくなるほど低くなっている。

【年額報酬の平均額（団体規模別）】

（令和2年4月1日時点）

団体規模	平均額
政令市	38,331 円
中核市	33,462 円
一般市	33,179 円
町村	28,688 円

※ 日額制である3団体を除いている。

※ 東京都特別区は23団体として政令市に含めている。

③－２ 年額報酬の位置付けについて

年額報酬の位置付けについて①

- 出動手当を見直し、出勤に応じた報酬制度を創設する場合、従来からの年額報酬についてどう考えるべきか。
- 地方自治法第203条の2第2項の規定により、非常勤職員に対する報酬は日額支給が原則とされているが、「条例で特別の定めをした場合は、この限りでない」とされている。
- 昭和40年に国が示している条例（例）では、この地方自治法の規定の例外として年額報酬を規定するよう助言しているが、それは消防団員が条例（例）第8条で規定するとおり、発災時には直ちに出勤するための即応体制をとる必要があるとされていることによる。

（参考）地方自治法（昭和22年法律第67号）（抜粋）

第二百三条の二 普通地方公共団体は、その委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、監査専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員及び地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

2 前項の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。

（参考）〇〇市（町村）消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（例）（昭和四十年七月一日自消乙教発第七号）（抜粋）
（報酬及び費用弁償）

第八条 団員は、団長の招集によつて出勤し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であつても、水火災その他の災害の発生を知つたときは、あらかじめ指定するところにしたがい、直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。

（報酬）

第十二条 団員には、次により報酬を支給する。

団 長	年額	円
（中略）		
団 員	年額	円

年額報酬の位置付けについて②

- また、調査によると、出動手当が支給されない活動として、機器の点検など即応体制をとるために必要な作業や、会議への出席など消防団員という身分を持つことに伴う日常的な活動が挙げられている。

出動手当が支給されない活動として挙げられたものの例

※団体により、ここに挙げられた活動に対する出動手当の支給有無は様々となっている。

- 幹部会議・分団会議、地区や町内会の会議
- 式典（出初式・辞令交付式等）
- 団員の研修
- 消防団PR・広報、勧誘活動
- 車両・倉庫の清掃、車両・機器・水利の点検

- 即応体制をとるために必要な作業や、消防団員という身分を持つことに伴う日常的な活動については、今後も必要なものであることから、報酬の体系としては、引き続き基本給的性格を持つ報酬として、年額報酬を支給するとともに、更に出動報酬を支給することが適当である。

③－３ 年額報酬の額等について

年額報酬の額の考え方について

- 消防団員の報酬を、年額報酬と出勤報酬の二階建てにした場合のあるべき年額報酬の額を考察するに当たっては、（消防団員に地方公務員法は適用されないものの、同法第24条第2項の「均衡の原則」を参考に）類似の業務を行う職を参考とすることが考えられる。

（参考）地方公務員法（昭和25年法律第261号）（抜粋）

（一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）

第三条 地方公務員（地方公共団体及び特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の全ての公務員をいう。以下同じ。）の職は、一般職と特別職とに分ける。

2 （略）

3 特別職は、次に掲げる職とする。

一～四 （略）

五 非常勤の消防団員及び水防団員の職

六 （略）

（この法律の適用を受ける地方公務員）

第四条 この法律の規定は、一般職に属するすべての地方公務員（以下「職員」という。）に適用する。

2 この法律の規定は、法律に特別の定がある場合を除く外、特別職に属する地方公務員には適用しない。

（給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準）

第二十四条 職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。

2 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。

- 出勤や活動に応じた報酬とは別に年額や月額で一定額の報酬を定めている例としては、予備自衛官があり、参考となる。

予備自衛官との給付額の比較①

- 予備自衛官については、月4,000円（年間48,000円）の予備自衛官手当が支給される。
- 公務災害補償については、自衛官に準じた補償が受けられる。
- 退職報償金制度は予備自衛官にはない。

		消防団員	予備自衛官
身分		非常勤特別職 地方公務員(市町村)	非常勤特別職 国家公務員
①年額等により 一律に支払われる 報酬等(年額)	実額	平均30,925円(団員)	48,000円(予備自衛官手当) (月額4,000円×12ヶ月)
	交付税措置	36,500円(団員)	(全額国費)
②出勤の度に 支払われる 手当等	実額	0円～1万円程度/回	8,100円/日(訓練招集手当) ※防衛、災害等の出勤時には俸給表に基づく額を支給
	交付税措置	7,000円/回	(全額国費)
③公務災害補償制度		あり(消防組織法第24条)	あり
④退職報償金制度		あり(消防組織法第25条)	なし

※令和2年4月1日現在

予備自衛官との給付額の比較②

- 消防団員の年額報酬（「団員」階級）は令和2年4月1日現在で平均30,925円、また地方交付税措置額は団員一人当たり36,500円となっており、予備自衛官手当の年額48,000円よりも低い金額となっている。
- 他方で、消防団員には、長年勤続した労苦に報いるため、退職時に「退職報償金」が支払われることとなっている。
- 退職報償金の支給額は条例で定めることとされているが、その標準的な額は政令に定められている（金額は以下のとおり）。

階級	勤務年数 (単位:千円)					
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
団長	239	344	459	594	779	979
副団長	229	329	429	534	709	909
分団長	219	318	413	513	659	849
副分団長	214	303	388	478	624	809
部長/班長	204	283	358	438	564	734
団員	200	264	334	409	519	689

※退職報償金支給額は令和2年4月1日現在。百円未満四捨五入

※市(町村)非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(例) (昭和三十九年五月二十二日自消甲教発第二十四号)別表、
消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令(昭和三十一年政令第三百四十六号)別表

※平成26年に一律5万円引上げ(平成26年4月1日施行)

予備自衛官との給付額の比較③

- 「団員」階級にある者について、退職報償金の支給額を勤務期間1年あたりに均すと、以下のとおり、1年あたり概ね2万円程度が支払われることとなる。

階級	勤務年数 (単位: 千円)					
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
団員	200	264	334	409	519	689
勤務期間 1年あたり	20～40	17.6～26.4	16.7～22.3	16.4～20.5	17.3～20.8	～23.0

※退職報償金支給額は令和2年4月1日現在。百円未満四捨五入

- 退職報償金は功績報償的な意味を有するため、必ずしも報酬と同じ性質のものではないが、常勤職員に対する退職手当が給与の後払いという性格も一部有することと同様に、報酬の後払いとしての性格も有する。
- 年額報酬の条例平均額である30,925円（R2）や、交付税単価である36,500円に上記の額を加えると、5～6万円程度となり、予備自衛官手当の年額よりも大きくなる。

年額報酬の標準的な額について①

- 上段で触れた1年あたり5～6万円という金額は、予備自衛官よりも優遇されているとの指摘も考えうるが、通常5日間の訓練招集を除いて活動のない予備自衛官に対し、消防団員は年間を通じて即応体制をとり、また機器の点検や会議があることを考えれば、その指摘は当たらないと考える。他方、さらに高い額とすべきとの指摘も考えられるが、消防団員は市町村の非常勤特別職の地方公務員との位置づけである一方、元来郷土愛護の精神に基づくボランティア的性格もあわせ持つとされていることから、不当に低い額とまでは言えない。
- 以上のことから、年額報酬の標準的な額は、当面、現在の交付税単価である36,500円とするのが適当である。
- なお、条例平均額は令和2年4月1日現在で30,925円と、36,500円に達していないため、当面は標準額に達していない各団体に対して年額報酬の額を引き上げ、標準的な額に近づくよう働きかけていくべきである。
- また、標準的な額については、将来的に社会経済情勢の変化に応じて適宜見直すこととすべきである。

年額報酬の標準的な額について②

○ なお、報酬は役務に対する反対給付であることから、上位の階級にあり、職責が重いと考えられる者等については、各市町村により消防団活動の実態を踏まえた額とすることが適当である。

○ なお、現在の各階級における報酬の状況は以下の通りで、階級が上位になるにつれ、交付税単価（B）が増額措置されており、実際に条例平均額（A）でも明らかなように、すでに職責に応じて年額報酬の額が定められている。

階級別交付税単価及び条例平均額（令和2年4月1日現在）

階 級	条例平均額（A）	交付税単価（B）	（A）－（B）
団 長	144,785 円	82,500 円	62,285 円
副 団 長	104,438 円	69,000 円	35,438 円
分 団 長	74,010 円	50,500 円	23,510 円
副分団長	54,460 円	45,500 円	8,960 円
部 長	45,366 円	37,000 円	8,366 円
班 長	36,387 円	37,000 円	▲613 円
団 員	30,925 円	36,500 円	▲5,575 円

※団体によっては、団員階級に対しても交付税単価を大きく上回る額を支払っている事例もある。
A村：207,000円 B市：174,000円 C町：103,000円

（参考）年額報酬額・年額報酬引上げと消防団員数の関係について

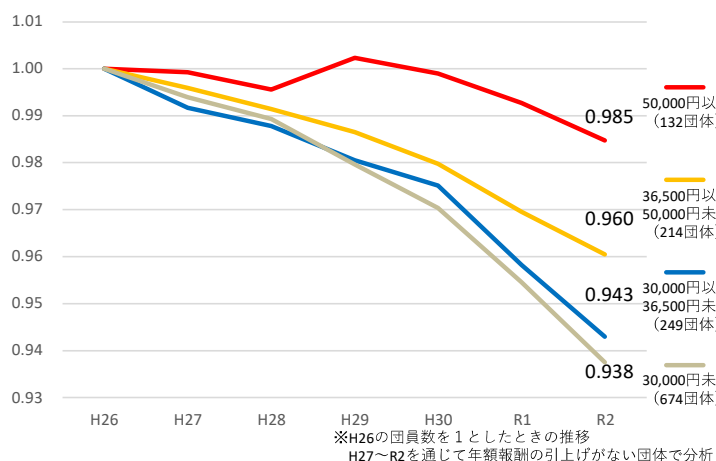
○年額報酬額と団員数の関係

年額報酬額が高い団体では、消防団員の減少率が低く抑えられている傾向にある。

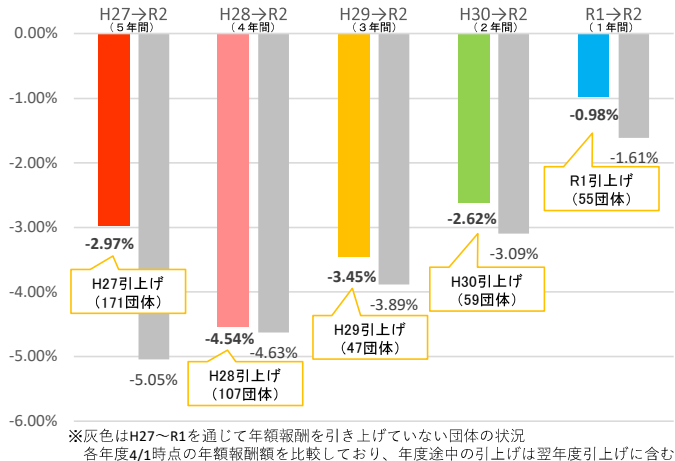
○年額報酬引上げと団員数の関係

年額報酬を引き上げた団体は、その後の消防団員の減少率が低く抑えられている傾向にある。

年額報酬額別の団員数の推移



年額報酬引き上げ年度と団員減少率の関係



③－４ 年額報酬の支給方法について

年額報酬の支給方法

- 年額報酬を、全ての団員に対し直接支給している団体数（下記①）は全国で720団体（41.9%）。
- また、約2割の団体が、階級や基本団員・機能別団員の別など、団員の属性により支給方法を分けている（下記④～⑦）。

【年額報酬の支給方法】

支給方法	団体数（割合）
① 個人に直接支給	720（41.9%）
② 団（分団・部等を含む）経由で個人に支給	379（22.0%）
③ 団（分団・部等を含む）に支給	265（15.4%）
④ ①及び② ※1	163（9.5%）
⑤ ①及び③ ※2	165（9.6%）
⑥ ②及び③ ※3	15（0.9%）
⑦ ①、②及び③ ※4	12（0.7%）

※1：分団長以上及び女性団員は直接支給、その他の団員は分団経由で個人支給 等

※2：女性団員及び機能別団員は直接支給、その他の基本団員は分団に支給 等

※3：団長、副団長は団経由で個人に支給、その他の団員は団に支給

※4：団長、副団長及び機能別団員は直接支給、女性団員は団経由で個人支給、その他の団員は団に支給 等

年額報酬の支給方法（団体規模別）

- 支給方法を団体規模別に見ると、全ての団員に対し直接支給している団体（下記①）の割合は、
政令市（90.5%）＞ 中核市（63.3%）＞ 一般市（44.8%）＞ 町村（37.1%）
と、団体規模が小さくなるほど低くなっている。
- 一方で、全てを団に対し支給している団体（下記③）の割合は、
政令市（0.0%）＜ 中核市（5.0%）＜ 一般市（13.2%）＜ 町村（18.1%）
と、団体規模が小さくなるほど高くなっている。

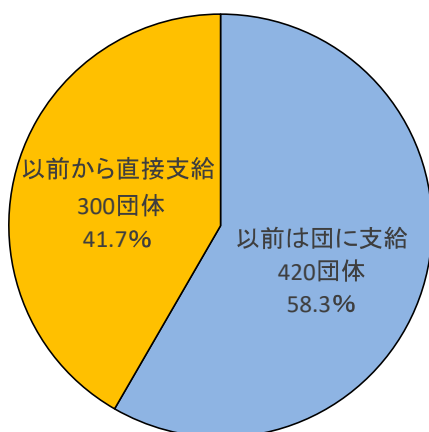
【年額報酬の支給方法（団体規模別）】

区分	①個人に 直接支給	②団経由で 個人に支給	③団に支給	④ ①及び②	⑤ ①及び③	⑥ ②及び③	⑦ ①、②及び③
政令市	19 90.5%	2 9.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
中核市	38 63.3%	11 18.3%	3 5.0%	5 8.3%	3 5.0%	0 0.0%	0 0.0%
一般市	319 44.8%	129 18.1%	94 13.2%	82 11.5%	76 10.7%	4 0.6%	8 1.1%
町村	344 37.1%	237 25.6%	168 18.1%	76 8.2%	86 9.3%	11 1.2%	4 0.4%

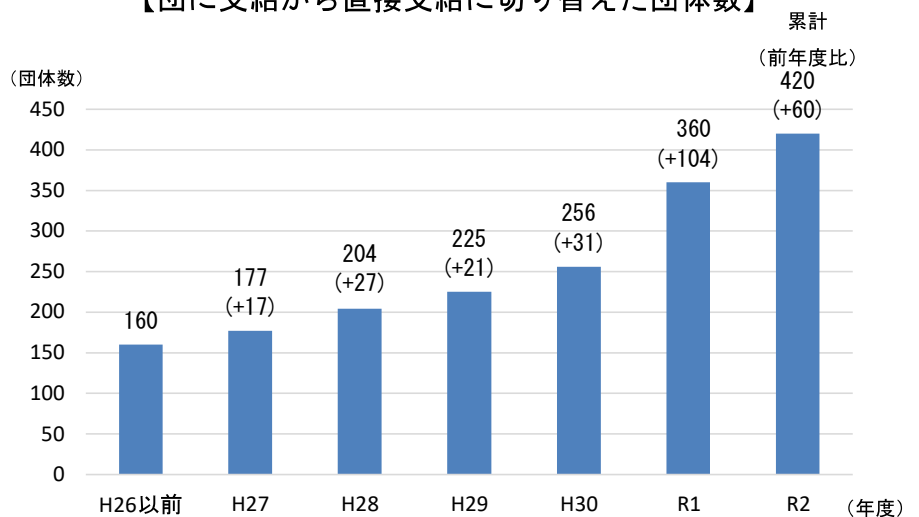
以前は団に支給していた団体数 等

- 全ての団員に対し直接支給している720団体のうち、420団体（58.3%）が以前は団に支給。
- 出勤手当と同様、近年、直接支給への見直しが進んできており、特に、直近2年間では、164団体が直接支給への切替えを行った。

【以前は団に支給していたか】



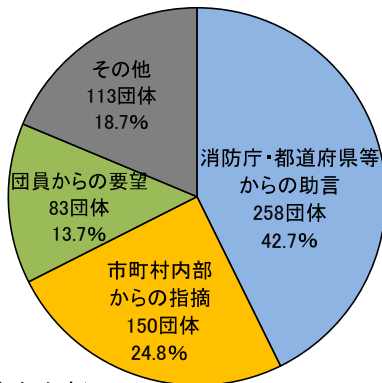
【団に支給から直接支給に切り替えた団体数】



直接支給に切り替えた理由 等

- 直接支給に切り替えた理由として、「消防庁・都道府県等からの助言」を挙げる団体が最も多く、次いで「市町村内部からの指摘」、「団員からの要望」となっている。
- また、直接支給に切り替えた際の市町村における主なメリットとして「会計処理の適正化」、「団員のモチベーション向上」などが挙げられる一方、デメリットとして「事務負担の増加」、「運営費の減少」などが挙げられた。

【直接支給に切り替えた理由】



(「その他」の主な内容)

※複数回答可

- 支給の透明性の確保
- 近隣団体の動向にあわせた
- 支給方法に係る報道を見て、直接支給が適切と判断した

【直接支給への切替えによるメリット・デメリット】

【メリット】（主なもの）

- ・ 個人へ確実に支払うことができ、また支払い漏れがなくなり、会計処理が適正化される。
- ・ 団員のモチベーション向上につながる。
- ・ 入団促進につながる。
- ・ 個人に支給されるべき報酬が、団の運営費に流用されることを防止できる。
- ・ 団員が高額な現金を扱う必要がなくなり、団員の負担軽減になる。

【デメリット】（主なもの）

- ・ 団員の口座情報の収集など、支給に係る事務量が増加する。
- ・ 分団の運営費が減少する。
- ・ 口座番号が変わった際などに振込できないケースがある。

個人に直接支給しない理由

- 個人に直接支給しない理由として、「事務が煩雑化するから」を挙げた団体が最も多く、次いで「振込手数料の負担が増加するから」となっている。

【個人に直接支給しない理由】

理由	団体数
事務が煩雑化するから	703 (53.1%)
振込手数料の負担が増加するから	210 (15.9%)
その他	411 (31.0%)

(「その他」の主な内容)

※複数回答可

- 団からの要望により団に支給しているため。
- 団の運営費を確保するため。
- 各団員から振込口座として分団の口座を指定されているため。
- 過去からの慣例。
- 分団長から団員へねぎらいの言葉をかけながら手渡ししたいため。

団から個人への支給実態の把握方法 等

- 団経由で個人へ支給している場合（資料編30ページ下段の②, ④, ⑥, ⑦）における、団から団員個人への支給実態の把握方法は、「団に一任」を挙げる団体が58.5%と最も多く、次いで「受領書等への署名・押印」が34.6%となっている。
- 団に支給している場合（資料編30ページ下段の③, ⑤, ⑥, ⑦）における、団への支給に係る団員個人の同意の取得方法は、「同意書・委任状等」が69.1%と最も多く、次いで「団に一任」が23.6%となっている。

【団から個人への支給実態の把握方法】

把握方法	団体数
受領書等への署名・押印	197 (34.6%)
支給実績報告書等の作成	6 (1.1%)
団に一任	333 (58.5%)
未確認	23 (4.0%)
その他	10 (1.8%)

【団への支給に係る団員個人の同意の取得方法】

取得方法	団体数
同意書・委任状等	316 (69.1%)
口頭	13 (2.8%)
団に一任	108 (23.6%)
同意なし	15 (3.3%)
その他	5 (1.1%)

年額報酬のあるべき支給方法について①

- 全ての団員に対し、直接支給している団体は41.9%であった。
- 出勤手当と同様、今までも直接支給が原則とされており（※）、近年、団員個人に確実に支払われ支給事務の透明性を図ることができる、団員の士気向上につながるといった理由で直接支給への見直しが進んでいる。

※（参考）これまでの主な通知

①平成20年1月22日付け消防庁国民保護・防災部防災課長通知（抜粋）

「報酬（反対給付）、出勤手当（費用弁償）等は、その性格上本人に直接支給されるべきものでありますので、適切に支給していただきますよう周知願います。」

②平成30年1月19日付け消防庁長官通知・令和元年12月13日付け消防庁長官通知（抜粋）

「年額報酬等はその性格上本人に支給されるべきものであることを踏まえ、適切に支給すること。」

※なお、消防団員に地方公務員法は適用されないものの、同法第25条第2項の「直接払いの原則」を参考にしている。

（参考）地方公務員法（昭和25年法律第261号）（抜粋）

（給与に関する条例及び給与の支給）

第二十五条 （略）

2 職員の給与は、法律又は条例により特に認められた場合を除き、通貨で、直接職員に、その全額を支払わなければならない。

- 年額報酬についても、団員個人に直接支給することを徹底すべきである。
- 団経由で個人に支給するケースも、透明性の観点から、団員個人に直接支給するよう改めるべきである。
- 一部の団員については個人に直接支給し、その他の団員については団に支給する等のケースも、団員間の公平性の観点から扱いを統一し、すべての団員個人に直接支給するよう改めるべきである。

年額報酬のあるべき支給方法について②

- なお、年額報酬、出動手当（出勤報酬）ともに、個人への直接支給を徹底した場合、事務量が増える、振込手数料が増えるなどの指摘がある。
- しかしながら、市町村の非常勤特別職公務員である消防団員に対する年額報酬や出動手当（出勤報酬）の支払いに係る事務は、本来市町村が負担すべき事務である。
- 個人の同意書や委任状の作成・保管や公金の取扱いを、必ずしもそうした事務に精通していない上に自身の本来業務とはしていない消防団員に委ねている状況は、紛失などの事故が起きるおそれもあり、適切ではない。
- また、仮に口座登録などの事務が一時的に発生するとしても、同意書や委任状の管理事務が削減されるなどの効果もある。

④消防団の運営に必要な経費

消防団の運営に必要な経費について①

- 調査の結果、消防団の運営費に含まれているものとして、以下のような回答があった。

【消防団運営費の名目】

※複数回答可

名目	回答数
団員の年額報酬 ※1	52 (3.4%)
団員の出動手当 ※2	103 (6.8%)
旅費（会議・行事等の旅費）	286 (18.8%)
その他の費用弁償	244 (16.1%)
食糧費	714 (47.0%)
会議費	818 (53.9%)
消耗品費	1,010 (66.5%)
福利厚生費	556 (36.6%)
その他 ※3	593 (39.0%)

※1 年額報酬のほか、機関員報酬等を含む

※2 災害・訓練の出動等に係る出動手当のほか、消防操法大会の出場に係る手当、水利管理手当等を含む

※3 資機材・備品購入費、消防団施設の維持管理費、車両の維持管理費 等

消防団の運営に必要な経費について②

- 年額報酬や出動手当を団に支給している団体のうち32団体が、年額報酬等を消防団運営費の一部として団に支給している。
- しかし、本来団員個人に直接支給すべき経費（年額報酬や出動手当（出動報酬）等）と、消防団や分団の運営に必要な経費（装備や被服に係る経費、維持管理費、入団促進や広報に係る経費等）は適切に区分し、それぞれを市町村において適切に予算措置すべきである。
- なお、地方交付税の算定にあたっては、年額報酬や出動手当とは別に消防団の運営に必要な経費についても算入されている。

地方交付税の積算に算入されている項目の例（令和2年度）

○団員被服費	9,408千円	標準団体（人口10万人の団体） あたりの非常備消防費の需用費合計 55,158千円
○安全確保装備（安全靴・ライフジャケット等）	6,984千円	
○情報通信資機材（携帯用無線機・トランシーバー等）	3,511千円	
○活動用資機材等（火災鎮圧用器具・救急救助用器具等）	7,515千円	
○消防団の入団促進に係る経費	5,092千円	※このほか、年額報酬・出動手当に ついて45,636千円算入
○地域防災リーダー育成・地域防災スクールの推進に要する経費	974千円	
○自動車関連経費（普通消防ポンプ自動車・救助用資機材搭載型車両等）	16,804千円	
○旅費、報償費、備品購入費等	4,870千円	